

社会保障審議会 介護保険部会（第106回）	資料1-2
令和5年2月27日	

基本指針の構成について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

基本指針の構成について

資料 6 (2/15)

構成等の見直し案

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除

基本的事項	見直しの方針案
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
<p>一 地域包括ケアシステムの基本的理念</p> <p>1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</p> <p>2 介護給付等対象サービスの充実・強化</p> <p>3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備</p> <p>4 日常生活を支援する体制の整備</p> <p>5 高齢者の住まいの安定的な確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・介護の連携の強化、医療・介護情報基盤の整備により地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることを追記。 ※ 医療・介護情報基盤の整備に関する法改正の施行日は、法律公布後4年以内に政令で定める日。 ●高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する重要な取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等について追記。 ●居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進する重要性について追記。 ●特別養護老人ホーム等の介護保険施設における医療ニーズの適切な対応の重要性について追記。 ●特別養護老人ホームについて、特例入所も含め、地域の実情を踏まえた適切な運用を図ることの重要性について追記。 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及について追記。 ●かかりつけ医機能の確保に関する検討状況を踏まえた医療・介護連携の強化について追記。 ※ かかりつけ医機能の確保に関する法改正の施行日は、令和7年4月1日の予定。 ●医療・介護の連携に関して必要な情報の収集、整理及び活用について追記。 ●多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実化について、第9期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要である旨追記。 ●地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的な支援の重要性について追記。

※ 見直しの方針案のうち、法改正を前提とする内容は、国会で審議予定の「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立した場合に、その内容を踏まえて記載するものであり、法案審議を踏まえて変更が有り得る。

基本指針の構成について

資料 6 (3/15)

基本的事項	見直しの方針案
<p>二 2025年及び2040年を見据えた目標</p> <p>三 医療計画との整合性の確保</p> <p>四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進</p> <p>五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業</p>	<ul style="list-style-type: none">●計画の策定に当たり、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要である旨を記載。●「2025年及び2040年を見据えた目標」を「中期的な目標」に修正。 (中期的な視点での介護サービス基盤の整備について記載。) ●増大するニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進めることの重要性について追記。●地域包括支援センターの体制整備と併せて、総合相談支援機能の活用により、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むことが重要である旨を記載。 ■項目名を「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」に変更。●ケアマネジメントの質の向上及び人材確保について追記。●居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することに伴う、介護予防の推進について追記。●地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置と居宅介護支援事業所などの地域の拠点との連携の推進について追記。●ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進について追記。●外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備の重要性について追記。●生産性向上の推進に関する都道府県の責務が法令上明確化されることを記載。●都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことが重要である旨を記載。●文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化について記載。●介護の経営の大規模化・協働化により、サービスの品質を担保しつつ、管理部門の共有化・効率化やアウトソーシングの活用などにより、人材や資源を有効に活用することが重要である旨を記載。●要介護認定までの期間を短縮するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することについて追記。

基本指針の構成について

資料 6 (4/15)

基本的事項	見直しの方針案
<p>六 介護に取り組む家族等への支援の充実</p> <p>七 認知症施策の推進 1 普及啓発・本人発信支援 2 予防 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 5 研究開発・産業促進・国際展開</p> <p>八 高齢者虐待の防止等 1 広報・普及啓発 2 ネットワーク構築 3 行政機関連携 4 相談・支援</p> <p>○ 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進(新設)</p> <p>○ 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等(新設)</p> <p>九 介護サービス情報の公表</p> <p>十 効果的・効率的な介護給付の推進</p> <p>十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組、ヤングケアラーも含めた関係機関とセンターの連携を図ることの重要性について追記。 ● 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について追記。 ● サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、虐待防止対策を推進することについて記載。 ● 「養護者」に該当しない者からの虐待防止のための方策を講じることについて記載。 ● 虐待防止対策についてPDCAサイクルを活用して取り組むことの重要性を追記。 ■ 項目「介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進」を新設。 ● 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進の重要性について記載。 ■ 項目「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等」を新設。 ● 経営情報を収集・把握することの重要性、都道府県・市町村の対応等について追記。 ● 介護サービス情報公表制度について、財務状況や一人当たり賃金等を公表することの重要性について追記。 ● 介護給付費の地域差改善と給付適正化は一体として進めていくことが適当であることを追記。 ● 都道府県ごとに不合理な地域差の改善や給付適正化に向けて管内保険者と議論を行い、保険者を支援することが重要であることを追記。

基本指針の構成について

資料 6 (5/15)

基本的事項	見直しの方針案
十二 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none">●国の役割として、地域包括ケアシステムの構築状況の自己点検に資するツールの提供を行うことを追記。●介護情報基盤の整備について記載。
十三 保険者機能強化推進交付金等の活用	<ul style="list-style-type: none">●保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めていく観点から、評価指標等の見直しとともに、評価を踏まえた取組内容の改善や更なる充実等に活用していくことの重要性について記載。
十四 災害・感染症対策に係る体制整備	<ul style="list-style-type: none">●業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。●感染症法改正(高齢者施設等との連携を含めた宿泊療養・自宅療養体制の確保など予防計画の記載事項の充実等)の内容を踏まえ、介護保険担当部局も必要に応じて関係部局・関係機関と連携することについて追記。